

○人事交流等により異動した場合の号給の決定について

(平成18年3月27日岡人委第222号通知)

(沿革)

平成19年 3月30日第210号 平成20年 9月26日第100号

平成27年 3月20日第323号 平成30年 3月 6日第301号 改正

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和49年岡山県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第14条の規定の適用については、次のように定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知します。

なお、人事交流等により異動した場合の給料月額等の決定について（昭和49年岡人委第492号通知）は、この通知の適用日以降廃止します。

記

- 1 かつて職員であった者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて次の各号の一に掲げる者（非常勤である者を除く。以下「国家公務員等」という。）となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後引き続いて再び職員となった者の号給については、規則第14条の規定により、当該異動又は退職がなく継続して職員であったものとして、当該異動又は退職の直前に受けていた号給（当該異動又は退職の日が平成18年3月31日以前である者にあつては、その直前に受けていた号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額に係る次期昇給予定の時期）を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮しつつ、昇格、昇給等の規定を適用して再計算した場合に、その者が再び職員となった日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。この場合において、規則第14条の規定による人事委員会の承認があつたものとして取り扱うものとする。
  - 一 給料表の適用を受けない本県職員
  - 二 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和29年岡山県条例第73号）の適用を受ける職員
  - 三 国家公務員
  - 四 他の地方公共団体の職員
  - 五 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）の職員
  - 六 国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第

- 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。) の職員
- 七 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年岡山県条例第 9 号）第 11 条第 1 号に規定する退職派遣者
- 八 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の職員
- 九 一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 8 条第 1 項第 5 号に規定する一般地方独立行政法人をいう。）の職員
- 2 前項の規定は、国家公務員等（かつて職員であった者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となったものを除く。）から人事交流等により、引き続いて職員となった者の号給の決定等について準用する。この場合において、前項中「かつて職員であった者のうち、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となり、かつ、国家公務員等として引き続き在職した後引き続いて再び職員となった者」とあるのは、「国家公務員等（かつて職員であった者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて国家公務員等となったものを除く。）から人事交流等により、引き続いて職員となった者」と、「当該異動又は退職がなく継続して職員であったものとして、当該異動又は退職の直前に受けていた号給（当該異動又は退職の日が平成 18 年 3 月 31 日以前である者にあつては、その直前に受けていた号給又は給料月額及び当該号給又は給料月額に係る次期昇給予定の時期）」とあるのは「新たに国家公務員等となった時から新たに職員となった時の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして、新たに国家公務員等となった時に新たに職員となったものとした場合に受けることとなる初任給」と、「適用して再計算」とあるのは「適用」と、「が再び」とあるのは「が新たに」と読み替えるものとする。
- 3 前 2 項により職員の号給を決定した場合には、次の様式による調書を作成して保管しなければならないものとする。